

保育所の民営化と統廃合 その取り組みについて

その用意終まつてし

児童福祉法が改正され、平成10年4月から施行されました。改正による大きなポイントは、保育所への入所が市の措置によって行われていたものが、保育所を利用する人が保育所を選択仕組みに改められたことです。

南国市においても、少子化の問題・共働き家庭の増加などから家庭の子育て機能の低下がいわれています。子どもや家庭をめぐる環境の変化と改正児童福祉法の趣旨を踏まえ、保育所自身が意識の転換を図ることが課題であり、創意工夫により選ばれる保育所をめざし、改革を進めなければなりません。

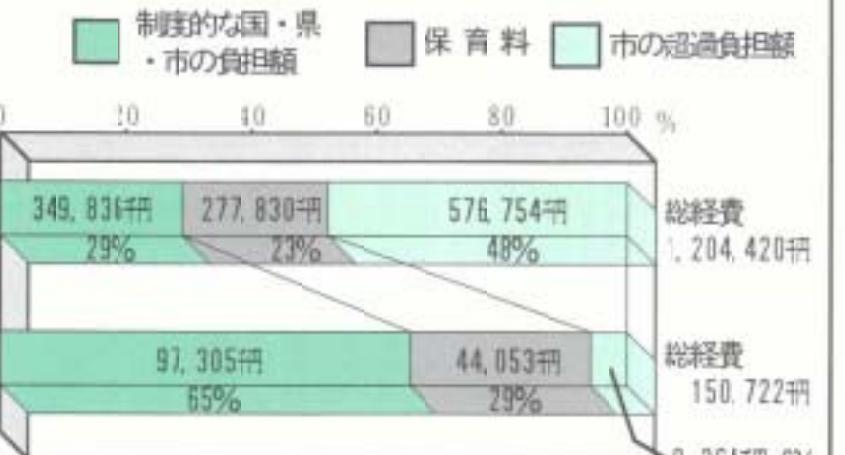
■公営保育所運営の課題と現状

□公営保育所運営の 課題と現状

話題と現状

どに対応する新たな行政サービスを実施するため、全体的な事業の見直しが指摘されました。

公的責任とは「すべての子どもたちの健やかな成長発達を保障していくこと」であり、市では、公営保育所・民営保育所とともに認可保育所のすべては公的責任として実施され、いるものと理解しています。



※保育料の基準は、公営・民営とも同じです。
入所児童の年齢・数によってグラフの割合になります。

※問い合わせは、福祉事務所
保育係(☎⑧6566)まで

■ 改革実行の二か月

保育所の改革についても、子育て中の親たちがまず切望していることは、地域での子育て支援体制の実現です。そのひとつの施策として、保育所での保育の実施や保育所施設の活用などがあります。地域の子育てのノウハウを蓄積している保育所は、さまざまな保育需要に対し、多様な保育サービスを推進していくことが一層必要となっています。

これらを見極め、実効ある改革実現のため、福祉に対する市民のご意見などをいただき、市民の皆さんに支えられた福祉社会の再構築の実現を図っていきたいと考えています。皆さんのご理解をいただけるように、新たな視点から取り組みます。

「車椅子の人でも自由に出歩いて、いろんなイベントや地域行事に参加したい」「障害者を支えていける家族を教つてこそ、福祉に光が見えてくる」「難病患者に対する福祉が後退していくよう」に思えるのでしつかりと位置づけてもら



南国市障害者計画策定に向けて③

議会からは、南海学園で本年度から実施している就学前の通園事業「つばさ」や社会福祉協議会で検討している成年後見制度などの取り組みが紹介されました。

精神障害者の作業所に関して、中央東保健所から「管内の市町村（総人口10万人）の中で、南国市は半数の人口を占めているが、作業所は野市町にあるのみなので、南国市でも必要ではないか。また、それを支えるボランティアの育成も重要な問題である」との意見が出されました。

作業所の運営に関しては当事者の家族から「ボランティアの必要性は認識しているが、中心となつて支えているのは家族会である。しかし高齢者が多くリーダーになつてくれる人がいない」といった悩みも出され、充実した話し合いでした。

南国市保育行政計画に示されていることは、民間委託が可能な児童数おおむね1人以上の大規模保育所8カ所を対象として、地域の社会福祉法人に運営を委託するということです。

民間委託が可能な保育所で何度か説明会などを開催しました。昨年度は、民営化への移行保育所として、大篠保育所の公設民営化について保護者会はもとより大篠地区のすべての住民の皆さんに集落ごとに、近隣の公民館で説明会を開催しました。さらに、地元の発案で、大篠地区の公民館長や町内会長らとの懇談会を開催していただきました。

昨年の夏、20回におよぶ説明会の中で、民営化についての肯定的・否定的意見などお伺いしました。統廃合について

意見の中から

保母（11年4月から保育士と呼ぶようになりました）の身分・保育料の変更・保育内容の違い・安全衛生管理・事故への対応など、保育の内容に関する不安やご質問も多數ありました。

すべての保育所は、国の保育運営方針に基づき、

▼日々の健康状態の観察

▼自由遊び・昼寝

▼保護者との連絡

などの保育内容で実施されています。このことからも、保育運営や保育内容に基本的な違いはまったくなく、ご理解をいただけるように説明をいたしました。また「保育所は公的責任として行うべきものである」とのご意見も数多くいただきました。

朽のため、岩村保育所を廃止し、あけぼの保育所への統合を図るという南国市保育行政計画での答申です。